

事務連絡  
令和2年2月19日

建設業労働災害防止協会 総務部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
計画課機構・団体管理室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対応した技能講習、安全衛生教育等の実施について（要請）

平素より、労働安全衛生行政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。  
現在、政府は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に取り組んでいるところであり、また、厚生労働大臣から「発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える」ようにとの表明もあったところです。

このような中、新型コロナウイルス感染症については、飛沫感染及び接触感染によりうつるとされており、各災害防止協会が実施する技能講習、安全衛生教育等（以下「技能講習等」という。）、多数の方が集まる場が感染拡大の機会となり得ることが懸念されます。

つきましては、技能講習等の実施に際し、以下の点に特段の御留意、御配慮をいただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

【留意点等】

- 技能講習等の会場にアルコール消毒液の配備を行うとともに、参加者等に対して風邪や季節性インフルエンザと同様に、一般的な感染症対策として、マスクの着用を含む咳エチケット、手洗い及びアルコール消毒等を行うよう、勧奨すること。
- 技能講習等の参加予定者に発熱等の風邪症状が見られる場合には、参加を見合わせるようホームページ等で周知すること。また、参加を見合わせた参加予定者について、次回の技能講習等への振替など、可能な限り不利益が生じないように、柔軟な対応に特段の御配慮をいただきたいこと。

なお、その他、今般の感染症を理由として参加を見合わせたい旨の申し出があった場合についても、事情を斟酌の上、同様の配慮をいただきたいこと。

※ホームページ記載例

「受講者の健康の確保や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、発熱等の風邪症状が見られる場合には、講習の受講について慎重に御検討いただきますようお願いいたします。受講を見合わせた方については、次回の技能講習等への振替等を実施いたします。」

【参考】

- ・「新型コロナウイルス感染症について」（厚生労働省HP）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- ・「新型コロナウイルス感染症の対応について」（内閣官房HP）  
[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

